

コミュニケーション及び日常生活リズムに課題のある生徒への指導事例

1. 事例の概要

A 生徒は B 高等学校普通科に在籍する 3 年生である。自分の考えや意見を言葉で表現することが極端に苦手で、活動への取組に時間がかかる。また、生活リズムが整っておらず、遅刻が多い。

本件は、外部の相談機関の助言を受け、学校と A 生徒、保護者が合意形成を図りながら、合理的配慮を提供した事例である。B 高等学校では将来の就職のことを視野に入れ、放課後の時間にソーシャルスキルトレーニング（以下「SST」という。）を月に 1、2 回の頻度で実施した。SST の内容は、指示の聞き方やメモの取り方、報告の仕方、助けの求め方等であった。また、コミュニケーション上の課題に対しては、特別支援教育コーディネーターや合理的配慮協力員の協力を得て、同様の課題のある生徒数名で昼食をとりながら自分の考えや意見を言う「ランチタイムセッション」を行った。ここでは、A 生徒の生活リズムの改善を図るための支援も行った。

年度末には、時間はかかるものの、「分かりませんでした」等の意思表示ができるようになった。また、生活リズムの改善が見られ、遅刻も減る傾向にあった。しかし、SST で目標としたスキルが十分獲得できず、生活リズムも安定するまでに至っていないため、卒業後も引き続き C 県教育センターの D 相談室で継続した支援を実施することとなった。

キーワード 生活リズムの改善、コミュニケーションの困難、
ソーシャルスキルトレーニング（SST）

2. 生徒の実態

A 生徒は、B 高等学校普通科に在籍する 3 年生であり、自分の考えや意見を書いたり言葉で表現したりすることが極端に苦手で、活動への取組に時間がかかる。また、授業中の発表場面では、教員に指名されると黙り込んでしまい「分かりません」などの意思表示が全くなく、立ちすくんでしまう。進路や選択科目の決定に関しても、本人から希望や意思を表明することはなく、どのように指導や支援をすべきか、教員も保護者も判断ができなかった。A 生徒は、忘れ物や提出期日を守れないことが多く、また、遅刻も非常に多かった。高校 3 年生になると、午前中の授業にほとんど出席していない状況であった。

3. 本事例に関する基礎的環境整備

- B 高等学校のある C 県の教育センターには D 相談室が設置され、心理士による相談やアセスメント、個別指導やグループ指導が行われていた。D 相談室には合理的配慮協力員が配置されている。【基礎 1】
- C 県教育委員会は特別支援教育コーディネーター連絡会を設置し、各学校の特別支援コーディネーターやスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）、合理的配慮協力員が特別支援教育の情報提供を行っている。【基礎 1】
- B 高等学校では、特別支援教育コーディネーターを中心に、合理的配慮協力員、

D 相談室担当者による校内支援委員会が、個別の教育支援計画を作成している。【基礎3】

- B 高等学校では、他の生徒を気にすることなく、安心して支援を受けられるよう、放課後に SST を実施できる教室を設けている。【基礎5】
- B 高等学校では、特別支援教育コーディネーターを 4 名指名している。また、SC を 1 名配置している。【基礎6】
- 合理的配慮協力員による特別な支援が必要と思われる生徒の授業観察や SST、個別指導・支援を実施している。【基礎7】

4. 合意形成のプロセス

A 生徒は、高校入学前よりコミュニケーション上の課題を抱えており、入学時に学校に対して支援の申出があった。入学直後に B 高等学校より、D 相談室に支援の申出があり、検査の結果を受けて、月 1 回の SST の指導を行った。しかし、学年が上がるに従い、遅刻が増えたため、保護者から学校でも手厚い支援をして欲しいとの申出があった。これを機に、特別支援教育コーディネーターが中心となり、保護者、A 生徒も交えて D 相談室担当者と支援の方針・内容の検討が行われ、支援を行うことについての合意形成が図られた。保護者の同意を得た上で、C 県教育委員会に設置された高校の特別支援教育コーディネーター連絡会において議論を行い、月に 1、2 回の頻度で合理的配慮協力員による実態把握と、昼食の時間を利用したランチタイムセッション、放課後の時間に SST を実施することが決まった。

5. 合理的配慮の実際

- 放課後の時間を活用し、「就労場面での指示の聞き方」などを例とした SST を行った。【合理①-1-1】
- 他の生徒との関わりの中で、自分の考えや意見を伝えられるように、昼食時間において、A 生徒も参加しやすいと考えられる話題で話すランチタイムセッションを行った。遅刻等の生活指導に係る内容も取り上げた。【合理①-1-1】
- D 相談室等の外部機関に合理的配慮協力員の派遣を依頼し、授業参観等を繰り返しながら、支援内容の検討を行った。【合理②-1】
- 職員会議において、合理的配慮協力員からの報告・助言等を基に、特別支援教育コーディネーターが中心となって、A 生徒に対する特別な配慮等の理解・協力のための説明を行っている。【合理②-2】

6. 本事例の成果と課題

SST の成果として、A 生徒は、時間はかかるものの、困ったときには意思表示ができるようになってきた。

また、ランチタイムセッションの成果としては、特別支援教育コーディネーターや合理的配慮協力員の協力を得て、A 生徒が可能な範囲で就寝時間、起床時間を設定・確認した。その結果、以前よりも遅刻が減り、1 限目の授業への出席が増えてきた。

しかしながら、目標としていたスキルは十分に獲得されず、見通しをもって生活を送るために必要なスキルが身につくまで、卒業後も継続した支援を行う予定である。